~ 8月は限度額認定証の更新時期です ~

1カ月間で医療機関等に支払う自己負担額が高額になる場合、限度額適用認定証を提 示することにより、1つの医療機関などでの支払いが自己負担限度額まで減額されます。 ただし、入院した時の食事代や保険適用外の差額ベッド料などは算出の対象外です。

●月ごとの自己負担の限度額は、年齢やその所得区分によって異なります

【69歳以下の方の場合】総所得金額等=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)

所得区分	総所得金額など	区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	901万円超	ア	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算	140,100円
	901万円以下 600万円超	1	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算	93,000円
一般上位所得者以外の 住民税課税世帯	600万円以下 210万円超	ウ	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算	44,400円
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

[※]過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は表中の「4回目以降」の限度額を適用します。 ※同じ人が、1つの医療機関で支払った自己負担額が21,000円に満たない場合は、高額療養費の算出対象になりません。

【70歳以上75歳未満の方の場合】

所得区分	外来(個人単位)①	外来+入院(世帯単位)②	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ※1 医療費が267,000円を超えた場合は、 その超えた分の1%を加算	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者I	_ 0,000円	15,000円	

^{※1} 過去12カ月間に、②の限度額を超えた支給が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円を適用 ※2 外来と入院がある場合は、外来(個人単位)①の限度額を適用後に入院(世帯単位)と合算して②の限度額を適用します

●限度額適用認定証などの申請について

- 必要なものは保険証、個人番号(マイナンバー)のわかるもの、印かん、90日以上の 入院期間を証明するもの(長期入院該当者で、区分才・区分 || のみ)です。
- 限度額適用認定証などには、所得区分の確認のため有効期限が設定されています。限 度額適用認定証などを交付されている方で、8月1日以降も減額の適用を受けたい方 は再度申請が必要です。
- 自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、所得区分の確認など、わからな いことがありましたら、下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 广】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)